

家庭科の男女共修をすすめる会

会報

'96 春

連絡先
東京都渋谷区代々木2-21-11
婦選会館内 T151
振替 〇〇一九〇—一九一八九—
発行 一九九六年三月十六日

一九九六年度総会のおしらせ

会報95秋号、95冬号でお知らせしましたように、世話人会では96年度をしめくくりの年にすることを提案いたします。提案通り決定されれば、この総会が最後の総会となります。最も重要な総会です。ぜひご出席ください。

日時 四月六日(土) 午前十時から正午まで 場所 婦選会館 ☎〇三—三三七〇—〇二三八
議題 ①一九九五年度総括 ②一九九六年度運動方針 ③一九九五年度決算 ④一九九六年度予算 ⑤一九九六年度世話人 ⑥その他

集会 家庭科共修で日本が変わる!

総会のと、午後一時半から四時半まで、婦選会館で行います。(地図は同封のちらしに) 家庭科の男女共修がすすむとともに、日本の教育、家庭、社会がどう変わって来たか、これから日本をどう変えて行くべきかを考え、家庭科の未来について話し合います。

〈報告者〉 荻谷薫 中嶋里美 半田たつ子 樋口恵子 和田典子 〈司会〉 梶谷典子
〈参加費(資料代を含む)〉 一〇〇〇円

☆集会のあと夕食交流会を開きます。詳細は12ページをごらんください。

もくじ

総会・集会のおしらせ	(1)
96年度会費について	(1)
「技術・家庭」の別学をなくすために	(2)
広島市内の中学校では	(3)
家庭科を特別扱いにする全普高校長会	(4)
高校「家庭一般」教科書採択状況	(5)
全教教研札幌集家庭科教育分科会	(6)
日教組教研家庭科分科会報告	(7)
集会「女性議員と読む行動綱領」より	(8)
国際婦人年連絡会の動き	(9)
中教審のようすから	(10)
「会」の解散についての意見	(11)
世話人会報告	(12)
夕食交流会へどうぞ	(12)

一九九六年度の会費について

95秋号18ページで、96年度は「会費は集めず、繰越金によって活動する」ことを提案しましたが、繰越金では足りないことがわかりましたので、96年度の会費は二〇〇〇円にすることを提案します。議決の結果は96夏号でお知らせしますので、それからおおさめください。すでに96年度の会費を三五〇〇円、更には97年度以降の分をおおさめくださった方には、超過分をお返しします。

中学校「技術・家庭」の 別学をなくすために

磯部幸江

中学校「技術・家庭」の問題を本会の会報

九五年秋号冬号に書いたたり、アンケートをまとめたりして、今さらながら、中学校は、小学校と高校の谷間で共修実現の大きなネックであると感じる。本会の長年のねばり強い運動が実り、制度上共修が実現してもなお、中学校では別学の授業がまかり通っている。本会としてもこれを大きな問題としてとらえ、解決への取り組みを探っている。

家庭科男女必修スタートの学習交流会で

九五年四月の学習交流会での会場からの発言や感想文の中に、「中学校はまだ全面共修になってない。男女別々に違った学習をしている学校がある。」という声があった。さっそく世話人会で問題にされ、実態を知るためにアンケートをとることになった。アンケート

ト依頼は、交流会発言者と世話人へ。中学校の教員には、その地域の様子を、高校の教員には、入学してきた生徒に中学校の様子を報告してもらった。その結果を会報にまとめた。予想以上に別学の学校が多かったというのが私の感想である。

教員への呼びかけ

会報九五年秋号発送の後、姫路の香川世話人等から中学校の問題をどうにかしたいという申し出があった。香川さんは、十二月の世話人会に出席され、「技術」と「家庭」が一つの教科になっていくことが一番の問題、何とか別々の独立した教科にならないものだろうか提案。家庭科教育の歴史が、政治の動きにうまく取り入れられて変えられてきたこともあり、どこかでその動きを止めることはできないものだろうか、訴えられた。会としては、今までも文部省への要請等でこのことを指摘してきたが動き出す気配は感じられなかった。共修をすすめる運動とは別の運動が必要であるということ、今後の課題になった。

そこで、今すぐにも会でやれることに取り組むことにした。一つは、アンケートで別

学になつていく学校へ、共学をすすめる内容の手紙を出すこと。指導計画は、学校裁量なので、教師の考え方ですぐに変更することができる。来年度の計画を立てる年度末までに発送する予定である。二つめは、別学として残るのは被服の授業のやりにくさがあるので共学での実践を多くの人に伝えるための投稿をすること。これも、教師の多くが読む雑誌への投稿を準備中である。

中学校の家庭科を独立させよう

今まで変だと思いつつも工夫や努力をしながら技術科といっしょにやってきた。でもやはりこの問題は大きい。私は思う。小学校、高校では家庭科として存在しているのであるから、中学校も独立すべきである。

家庭科教育学界でもその意見は主流である。聞くし、家庭科関係者の異論は少ないと思う。しかし、障害は多く今まで改善されてこなかった。その障害を一つ一つ取り除く努力をしていかないと、中学校家庭科の苦勞は続く。家庭科教育研究者連盟の九六年二月の会報でも丸岡玲子さんが「技術」と「家庭」の独立を主張しておられる。より多くの方々、団体との連携を進めていきたい。

広島市内の中学校では

香川恭子

広島市内には、現在五九校の中学校がある。

その中で私がわかる範囲での報告である。

(1)、履修領域と授業形態について

家庭生活と木材加工を一年生で履修している。形態については男女共修・共学で前期と後期で技術と家庭科を入れ替えるやり方が最も多い。男女共修・共学だが隔週で技術と家庭科を入れ替えているところを含めると、一年生では男女一緒に学習しているところがほとんどである。

二年生になるとかなり複雑で、最も多いのは食物と電気をクラスで男女を別々に分けて学習しているやり方である。つづいて男女共修・共学、一クラスで授業を行い、前期・後期で入れ替えているところや、男女混合でクラスを半分に分けているところが多いようだ。中には、数校だと思いが男女別で履修領域も異なるところもある。

三年生になると授業の形態として、男女別のところがおおかたで、しかも履修領域も異なるところが増えていくようだ。特に保育を女子のみ履修し男子は機械というケースが多いようだ。全学年で男女一緒に同じ領域を学習しているところも数校ある反面、全学年とも男女別（必修の領域は男女一緒にの内容）のところも数校ある。

(2)、完全な男女共修が実現しにくい理由

①、教師の意識

保育を女子のみ履修しているところが、かなりあることからもわかるのだが、家事・育児は女性の専門分野であるという考えから抜けきれない教師もいる。しかし、男女混合のクラスを半分に分ける形で同じ領域を学ぶようにしたいと考えている教師もかなりいる。が、日和見的でよそがやるならうちもという雰囲気も感じられる。

②、教員の時間配分

技術の教員は二名いるが家庭科は一名というところが割合多く、その加減で技術は単学級で行い家庭科は合併で行っている。そのため男女別で授業を組むことになってしまいうところもある。

(3)、選択教科について

三年生で技術・家庭科の三時間のうち一時間を削り、他教科も含めた選択を行っているところでは、完全に技術・家庭科が週二時間しか行われず、三年間で七領域が困難になっている。三年生で技術・家庭科の三時間のうち一時間を削り、その一時間を選択として技術系列の領域で行っている（教員配置の関係）ところもある。中には三時間プラス選択の一時間というところもあったようだが、週五日の関係で本年度がどのようになっているかはわからない。いずれにしても、選択教科や週五日制実施の影響で、技術・家庭科の時間が減少していく傾向が見られる。

(4)、まとめ

いじめの問題が深刻化して、文部省や教育委員会はやっと重い腰をあげはじめた。「楽しい学校に」とか「体験を重視した学習を」などと言われている。今、わたしたちが声を大にしてこの教科の充実を訴えることは、意味深いことだと思っている。しかし、何をどう充実させよう訴えたらよいか迷っているのが現実ではないだろうか。教員同士が直面する問題を出し合い、課題を整理して要求を出していかなければならないと思う。

家庭科を特別扱いにする 全普高校長会

芦谷 薫

全国普通科高等学校長会・高等学校基本問題検討特別委員会（委員長・和田征士東京都立戸山高校長）は、昨年一月に「新しい高校像」を出した。家庭科に関しては3カ所にわたっての記述がある。

へ学校週五日制月二回実施と現行の学習指導要領中、4点の問題点をあげており、そのうち第一及び第二が家庭科に関してである。

①（前略）社会科が地歴科と公民科に分かれたこと、家庭科が男女必修になったことから、必修科目が増加し、（中略）今回の学習指導要領の目玉である各学校で生徒の実態に応じた教育課程の編成が、学校五日制によって困難な事態となっている。さらに生徒の実態に応じた特色ある教育課程の編成、単位数の弾力化が認められているにも関わらず、特に家庭科4単位履修を削減してはならないと、家庭科のみを特別扱いにしている。

②家庭科の男女必修については、（中略）従来の男女別役割観では、家庭が成り立たなくなること、家庭をとりまく社会の変化に対応することなどから、その趣旨には賛成するものであるが、学校週五日制の月2回の実施にあたっては、4

単位必修が教育課程の編集に大きな影響を与えていることも事実である。さらに4単位必修を前提として、各都道府県教育委員会が家庭科の新規採用が行われている。（中略）しかし、学校週五日制の完全実施や学習指導要領の改訂にあたって、家庭科の必修単位数が削減された場合には、家庭科教員が過員状態となり、かつて新制高校の発足当時、高等学校を前身とする高校では、家庭科教員のために家庭科の単位数を多くする教育課程を編成したことに同じ状態になる。当時は、女子高校生の多くが就職希望であったが、現在では、女子高校生の進学希望も多く、特色ある教育課程の編成を阻害する要因ともなりかねない。（中略）新しい学習指導要領の編成段階での「新家庭科」の必修単位数だけでもいち早く発表することは、各都道府県教育委員会、各高等学校段階での人事面の混乱を防ぐ

上で必要である。

さらに次項目へ学校週五日制の完全実施と学習指導要領中、その問題点の第二番目が「家庭科の必修について」である。

（前略）家庭科の必要性は認めるものの、授業時間の減少（全日課程八四時間、定時制課程七二時間）の中での4単位は重すぎる。学校週五日完全実施の下での家庭科の必修単位数を2単位以上とすることを提言する。生徒の実態に応じて、2単位の学校、3単位以上の学校があってもよいと考える。

五年間の協議をかけてまとめられたこの報告が示していることは何であらうか？

一つには、「家庭科は、大学受験にはじまな教科である」ということ。それ故、いわゆる進学校（同報告書中の文言で言うところの「大学進学準備教育」の役割を担う高校）には、高校三年間で週2時間（2単位）でよいというところ。そして「大学進学をしない生徒を対象とした完成教育」を担う高校、「積極的に高校教育を受けるに乏しい生徒を指導する機関」としての高校は3単位以上でもよいとしてこれを「個に応じた教育の基盤」としている

のである。

このような考え方が根強く教育現場にあるからこそ、すべての男女が家庭科を学ぶことを実施するにあたって①で言及された「家庭科だけ特別扱い」が現指導要領下で行政指導されているのである。しかもその「特別扱い」は全ての学校でなされておらず、家庭科の単位数削減の高校が共修三年目を迎えるこの時期でも存在し、またそのことによって進学校としてのステイタスシンボルとする向きさえあるのが現実である。

①のような論は、なぜ「特別扱い」なのか？また「家庭科の必要性」や「家庭科男女必修の趣旨」の十分な検討、研究があったとは思えない論である。なぜなら同じ報告書中の委員会の現状認識は「大学の受験科目は、

’96年度使用の高校「家庭一般」 教科書採択状況

「家庭一般」の採択冊数は、前年度より〇・六%増で百二十五万九千三百冊でした。「家庭一般 新しい家庭の創造をもとめて」（実教）の占有率は三〇・五%、「家庭一般—生活をつくる—」（一橋）も三〇・五%、「新家庭一般」（一橋）は一

生徒が意欲を持って取り組むが、そうでない科目はないがしるにされ（中略）また、学校では受験競争に有利になるようにカリキュラムを編成するため、（中略）人間としての調和のとれた教育が行われにくい現状が指摘される「また「昔は、（中略）子供は社会的体験、文化的体験、自然的体験、身体的体験、等あらゆる体験（中略）の土台の上に、学校は理に訴えて（中略）教育してきた。しかし昭和四十年代に入り（中略）土台が希薄になってきた」としているのである。

このような現状認識を踏まえて尚「家庭科だけ特別扱い」が最大の問題とする学校長会に、偏差値偏重の学校が変えられようか？多様な個性を受けとめられようか？

二つ目には、「将来像を考察し論じるのに、

一・五%、「家庭一般—人間としての豊かな生活をめざして—」（東書）は一〇・八%、「図説高校家庭一般」（実教）は八・九%、「家庭一般」（教図）は六・三%、「新・家庭一般」（中教）は一・三%。実教と一橋の二社で、八一・四%と八割を超えています。（大西歩）

現在の条件でしかもそれが不変であることを前提にしている」ことである。家庭科教員の採用に関しての言及には、ある前提が横たわっている。それは「現在のークラス四〇人を前提とした学校」であり「家庭科は進学をしない生徒特に女子生徒のための教科」というものだ。

つまり仮に将来家庭科の単位数が削減されても、学校全体が、少人数の学習形態を採る方向になれば、このように一つの教科の教員過剰のみをとりたてて危惧することはあるまい。むしろ他教科の補充を危惧すべきであろう。また、男女とも学ぶ家庭科について述べている途中に、突然女子生徒の進学率上昇を取り上げ、家庭科を減ずる論拠とするのは、「家庭科は進学をしない生徒特に女子生徒のための教科」としてしかみていないといえよう。

北京世界女性会議の行動綱領の「教育」の項目を日本での取り組みに生かすにはこのような教育行政に絡んだ動きに目を離してはいけないと思う。

全教教研 札幌集会 家庭科教育分科会の 報告書から

和田 典子

1/14、1/17の教育研究全国集会の家庭科分科会に提出されたレポートは、総数一四篇（リポーターのうち男性は2名・中・高各1名）で高校8、中学4、小学校2、主流は高校。

主題は、全篇が男女共学・必修にかんする実践で、例年以上に手ごたえのある内容でした。その概要は以下の通りです。

とりあげたテーマを大別しますと、必修一年間の経験をふまえての年間の総括・今後の指導計画を提示したもの。たとえば

●北海道奈井江商業高校 三浦きみ子氏の三年四単位（家族・家庭経営、食生活、保育、衣生活、住生活）年間カリキュラム案と、授業展開、人間らしく生きるために——生活にかかるとお金と労働時間——の報告。

●長野犀狭高校 青木彰子氏の「住生活分野の展開例——二年二時間の計画と実践。」

●長野小諸高校 牧内いずみ氏は高教組教文会議としての組織的な共修実態調査結果、家庭科教育の現状と今後の発展にむけて、

の詳報。

なお、右によると九五年度——公立九〇校中八九校で共学・必修一・二年四単位の実現。（のこり一校は、九六年度に三年で四単位）

●高知南高 山中智砂子氏は、二年次二単位の保育・衣生活の指導計画と、衣生活の授業展開。（ショートパンツの実践、一二時間）

●長崎 佐世保西高 田舞静香氏は、いわゆる大規模「進学校」で、2・1・1の単位配置の一年次授業実践の計画と実践報告。

●静岡 静岡高 中川千文氏は、被服製作の教材研究として、「一枚の布をどう着るか」の授業実践を報告しています。

異色のレポートとして関心をもったのは、●愛知工業高校 高堂真一氏の建築科二年の2単位、「もの」にこだわることで見える世界」をテーマの、実習重視へ生徒を生活主権者に目をざした実践。生徒の反応は「家庭科は、生きていくのに重要・役立つ」と。

この経験に学んで氏は兼任する世界史の授業もかわったといえます。

●宮城西多賀養護学校 山下公美氏の報告は、病弱児高等部の男子4名対象の一、二年「食事診断と草木染」で、一人ひとりを尊重したきめこまかな実践でした。

以上は高校の実践ですが生徒を主人公にした

日教組第45次 教育研究全国集会 家庭科分科会報告

重石 美代子

2月1、4日、大阪市で開かれた。

分科会会場となったATTC会場が、大ホールを間仕切りした中で行なわれた為、音声が相互に響き合い、マイク使用不可という状況下で発言も、聴きとりもエネルギーを消耗してしまふ3日間となったが、その中で新鮮な授業展開の報告がされたことは印象的だった。

レポートは、小11、中12、高8。

熊本・中の被服・保育領域で、性差別を考える報告では、「らしさ」の規制が今も家庭や社会の中で生きている状況が見えてきたこと、さらに、保育の展開で、女性のM字型雇用の意味とおかしさに気付くことができたが、だからどう対処していくべきかが、これからの課題として残されたこと。

長野・中は、教師に対する性差別意識が根強い地域性の中にあつて、保育園訪問の実施で生徒を校外へつれ出すところから、地域と

の結びつきを深め学習意欲を高めていくことができた実践が報告された。

静岡・中は、手打ちうどんを作るために、おばあちゃんとの交流を深めながら地域での食文化の体験学習が報告された。

広島・中の備後かすりの教材化の報告では、聞きとり学習による祖母とのふれあいを通じて時代をふりかえさせる実践ができたこと等地域と衣・食・保領域のつながりを確かめ合うことができた。

家族領域では、東京・小の現代社会の家族一般のイメージが写せる鏡を提供することから授業を展開した「コンビニから家族像をとらえる」実践報告が、参加者の心をとらえ討論が白熱した。家族のもつさまざまな矛盾が今、学校で吹き出している現実と、子どもたちが身を置いている現実をのりこえて、家族としつかりと向き合うことで、自分を前向きに見直せたら、もっと案に生きられるはずだという願いが、実践レポートの中にちりばめられた胸が熱くなる報告であった。

福井・中は、老人ホームのボランティア活動を通して「家族」の理解を深めた実践を、山形・高は、老人クラブの協力を得て地域のねたきり老人の訪問活動から家族を見つめさ

た自主的創造的な取組みは、快い感銘さえおぼえました。

義務制からの報告は六篇で、東京大田区の方中、脇若恵子氏の三年「食べたい一食からわかる日本の食品と食生活」。兵庫宝塚市御殿山中 高橋章子氏の三年「見直したい伝統食——権現サマの（三根五菜）味噌汁」。北海道弟子屈町昭栄小 中嶋知津子氏の「地場産品牛乳を用いた手うちうどん」などのほか、東大阪市花園中 増田範子氏の「家庭生活・家事労働を考える」。埼玉川口市根岸小 伏島礼子氏の「少年少女ごみ探検隊」など地域の生活課題に迫る多彩で充実した実践報告で占められており、和歌山新宮城南中 久保敏晴氏「保育領域の産科・乳幼児発達の包括的な内容試案を届けば、いずれも実証的な内容で多年にわたる研究・実践運動の成果を反映しています」。

なお、男女平等教育分科会のレポート総数一二篇、小7、中2、高3にも目を通しましたが、テーマは、性教育4、教科（社・生）での試み3、生活指導2、就職問題1、高校共学制1、研究・運動1、と分散しており、家庭科共修との関連も弱いので、ここでの紹介は省略しました。

せ、沖繩・高は、住領域で高齢者の視界擬似体験の実践報告があった。

今次教研でも共通理解されたのは、「家族」は教えるのではなく、自分自身を語る展開をすることの大切さ、自分自身と向き合われる教材が家族であり、「対象化」するという展開が非常に新鮮であった。

教育条件の整備では、広島・大分・大阪・高から、人的配置では実習教員でなく臨探の実現をしたこと、施設・設備の充実状況、授業形態の推移と分割授業の長所短所等が報告され、共学・必修の意義の問い直し、これらハード面の充実にとって改めて大切であることも指摘された。共学家庭科の2年目を終るといふ時期にあつても、年毎に増え続けている臨探や講師の現状は、定数法の抜本的改善がなされなければ解決はむづかしい。

次回分科会で深めたいテーマとして「性教育」という独立したことが、今回も度々聞かれたことについて「生と性」といったイメージの広がりや把えられないかと思つた。「家事労働」と性別役割分担の固定概念のかかわりについても、今少し掘り下げができればと思つた。

集会 「女性議員と読む 行動綱領」より

— 平等な教育が平等な人間関係をうむ —
中嶋 里美

二月三日 婦選会館で国会議員（女性）が中心になって「行動綱領」の主要部分を解説する会が開かれた。

主催は全国フェミニスト議員連盟であったが、全国から二七〇名近くの人が朝から駆けつけ大会議室に入りきらなかった。

「行動綱領」十二領域全部に取組んだため一領域の説明、討論時間が二〇分という大変あわただしいものであった。

当日は北京NGOフォーラムの事務局長をつとめたサンチャゴさん、韓国女性団体連合共同代表のリー・ミーキョンさん、女性問題担当大臣、梶山静六さんのメッセージをはじめ男女共同参画室長の名取はにわさんの丸一日の参加もいただき、北京会議と同じような熱気にあふれていた。

◇ 行動綱領B領域「女性の教育と研修」の担当は中央大学教授の植野妙実子さん。

植野さんは教育を受ける権利と意思決定機関への参画は密接に関係していることを行動綱領を引用しながら強調した。

世界の中で初等教育を受けられない一億人の子どものうち、六〇〇〇万人が少女であり、九億六千万人の成人の非識字人口の三分の二が女性であるが、そのことと日本の教育は無関係ではない。

戦前は貧困の為に娘を売りに出したり、その稼ぎで一家の中の男が教育を受けていたことからある。現在でも進路を決める時、「女ですらから、それ程勉強しなくてもいいです」という親や、生徒自身や、まれには教師さえもいる。これは行動綱領の精神とは相反する。

これ迄こうした歴史や伝統的考え方により教育の機会を奪われていた女性たちこそがもっともと教育の機会を得、政治参画や世の中の仕組みを決定する場に出ていくことを行動綱領はすすめている。

文部省や地方自治体の教育委員会は率先してジェンダーの視点からあらゆる政策や計画を練るよう研修をすすめる必要がある。

又、教科書出版社、教師、公共団体、父母団体は、ジェンダーに関する固定観念のない教科書や教材づくり、研修会を持つことが必要であるともうたっている。

北京会議の後、地方議員の何人か（女性）

は議会で「行政は行動綱領を研修しすべての政策を男女平等の観点から見直せ」と一般質問をしている。まだこうした動きをしていない自治体では、質問をするよう議員に働きかけていただきたい。

◇ 最後に議員の質問により、自治体の教育委員会が現場の教師たちを対象に行った研修会を紹介したい。

昨年の十二月議会で国分寺市の亀倉議員が「行動綱領の視点に立った教育を」の質問をし、さっそく教育長が総理府男女共同参画室へ自ら出掛け、講演の申入れをした。

その結果、一月末に現場の教師多数が参加して、男女共同参画型社会についての研修会が行なわれた。

私の住んでいる埼玉県入間地区の教育委員会でも国立婦人教育会館から講師を招いて行動綱領の学習をしたと聞いた。

行動綱領が各地で学習され、これ迄の「女らしさ」「男らしさ」から抜けだし、一人一人の力が完全に燃焼される社会をめざしたい。「行動綱領」御希望の方は一冊千円十送料でお分けしています。申込み中嶋迄
FAX 〇四二九一四二一七五六〇

国際婦人年連絡会の動き

和田典子

一、NGO日本女性大会以後の活動

11月22日の日比谷公会堂の大会には、全国から一九〇〇名が参加し、21世紀にむけてのNGOとしての行動目標・決議をきめました。が、それを受けて「連絡会」では直ちに行動を開始しました。12月中の動きとしては、

(1) 12月6日 衆参女性議員との懇談会を議員会館で開き、NGO行動目標を説明し、意見交換しました。

(2) 12月19日 村山総理（男女共同参画進本部長）と面会し「目標・決議」の施策へのとり入れを要望しました。世話人3名、各分野座長、事務局計10名が参加し「教育・マスメディア」としては、「幼児期から人権・平等・平和についての学習・教育を積極的にすすめること」「ポルノや暴力描写のメディアの規制機構を開発すること」を求めました。その他計12項目の発言に対する村山氏の応答は「いずれも尤もなご意見です」など。

(3) 大会財政、大会記録について

大会終了時現在団体分担金納入五六四万円、個人寄付一〇〇万円、プログラム資料販売一四〇〇部。後日清算の予定とのこと。

大会記録は、プログラム資料、大会決議・宣言、六月会議、NGOフォーラム参加報告加盟団体紹介、大会で放映したビデオなどを集録する予定。二月十日原稿メ切。

(4) 大会決議などの処理について

男女共同参画審議会委員、同推進本部担当部署・全庁、都道府県女性問題担当室宛に送る。各機関への申入れ事項については、各分野別委員会でピックアップし、別に作る。

(5) 北京JAC（北京フォーラム参加のNGO有志の組織）から組織への参加よびかけがあったが、連絡会としては参加を見送る。

(6) 労働省「女性の歴史と未来館——仮称」についてのヒアリング

12月7日、右の基本構想・基本計画検討委員会報告について、川村婦人対策課々長補佐から約30分間、説明がありました。

二、一九九六年一月以降の動き

(ア) フランス核実験に対する抗議電発信

第五回の実験に対して、12月29日付第六回めの「」1月29日付直ちに中止し、核兵器廃絶を要求しました。

(1) 連絡会よりの脱退の件。

日本キリスト教協議会女性委員会より協力の条件不十分で、脱会の申し入れあり承認。

(ウ) ユニフェム・チャリティー講演会

3月22日(金)夕、ウイメンズプラザホールにて、募金のための講演会「みんな地球に生きるひと」のテーマで、アグネス・チャンさんのトークとユニフェムビデオ上映があります。参加費二〇〇〇円、申込は婦選会館へ。

(エ) 男女共同参画審議会中間報告「論点整理」のヒアリング（2月1日）

昨年末発表された右記について、名取はにわ男女共同参画室長より説明をききました。

これに対する意見をとりまとめ、連絡会としては意見を提出します。審議会は各界からの意見をふまえて夏頃に答申を行い、政府は答申にもとづいて新たな「国内行動計画」を今年中に策定することになっています。

(オ) 民法改正要綱案についてのヒアリング

標記の要綱案について、法務省民事局小池信行参事官より、改正の経過や論点などの説明をうけ質疑応答がありました。2月26日の総会答申をうけ、今国会に提案される由。

(カ) 中央教育審議会への要請行動

2月16日、国際婦人年連絡会の代表七団体は、「二一世紀を展望したわが国の教育のあ

り方」を審議中の中教審に対して要望書を提出するため、文部省の生涯学習局長、草原克豪氏と面会しました。

趣旨は「NGO日本女性大会」で採択した「二〇〇〇年にむけての行動目標」を、中教審の審議に反映することを求める内容です。申し入れの事項は「教育は人権である」との観点から、

(一)、教育・文化政策の基本に「女子差別撤廃条約」「子どもの権利条約」の理念を明記し、あらゆる教育文化行政機構に男女平等教育を促進するポストを特設すること。
(二)、人権・平等・平和の学習を強めること
(三)、学習指導要領の見直し、教育に対する管理統制の撤廃。
(四)、ジェンダーに関する固定観念を排除する教科書、教材の開発。(二)～(四)は要約)

草原局長との対談では、教団体から家庭科共修の現状や教育的意義が強調され、有効な成果がありました。

文書は、文相、中教審委員二六名宛に提出し、手渡されることが約されました。

(キ) 民法改正案に対する申し入れ
1、夫婦同氏、別氏を等価値におき、同氏別氏間の転換は、本人の自由選択とする。
2、子の氏は出生時に父母の協議できめる。

「会」の解散についての意見

会報秋号、冬号で家庭科の男女共修をすすめる会の活動をしめくくりについて、会員の皆様のご意見、ご感想をおねがいしましたところ、新潟県の小池寿哉さんから原稿をいただきました。

「家庭科の男女共修をすすめる会」の活動しめくりについての感想とお願い

二十年前定年退職し、妻が入会したこの会に関心をもち、丁度その頃は故人となられた田代(定方)俊子先生の「新潟の家庭科の共修をすすめる会」に入会して、私は心を同じくする数人と月一回新潟市の片隅で集まり、意見交換しながら一日も早く共学になることを祈り、それを確信して活動するのが充実した毎日でした。

その間何回か半田たつ子先生もお出で下され、ご指導を仰ぎましたことは、なつかしく思い出され感謝致しております。妻宛に来る

3、女性の再婚禁止期間は廃止する。
4、五年別居で離婚を認める場合、生活・養育の義務不履行をなくす具体策を担保する。

5、婚外子の戸籍上の差別等改正する。
を「連絡会」全団体の合意の上、要望しました。

(ク) 男女共同参画審議会の論点整理について

連絡会としての意見をとりまとめるため、2月19日、約一時間半話し合いをしました。ウィジョンづくりの理念とかかわって問題が統出。総論のとりまとめは、山口事務局長に一任し、各論は各分野よりのメモを集約して2月25日までに提出することになりました。(2月20日記)

中教審のようすから

昨年四月にスタートした第15期中央教育審議会は今初夏までに第一次答申を提出し、完全学校五日制へ移行する方針を打ち出すとともに、それに対応する教育の基本的な在り方を示す見直しになっていきます。この答申を受けて、教育課程審議会が再開され、学習指導要領改訂の審議に着手する運びになります。

「会報」も、私が率先して読んでおります。偉大なる業績を残され今日の日を迎えられたことに、心から敬意を表したいと思えます。

これからは各学校の取組が大切ですが、男女平等や女性の地位向上の観点からすれば、完全に解散するのでなく、内容的にふさわしい名に変えるなり、新しい会をつくるなりして、監視しながら住みよい男女共生社会形成の為に、男女共同参画型社会づくりに向けて、つづけて頂ければ嬉しいと思えます。又政策決定の場に女性もつと顔を出して声を出される様——とよく言われますが、特に為政者の意識改革が早急になされる様活動する会としても心して頂けましたら、尚よろしいのではないかと考えます。

今私が特に考えていますことは、長くつづいている「男性社会」の慣習が、無意識の中にそのまま残っていることがあまりにも多いと思えます。そんなことを一人一人が足もとから見直してゆこう!! と声を出しています。一つ二つ例をあげますと、マスコミでは心して「父兄」という言葉、「うぶ声欄」は父親の名だけ、保険証の子供の記載順序は？ 等々です。

女と男の関係に関心をもちながら、ささやかながら動いている今日此の頃です。

中教審は八月から十六人の専門委員を加えて、二つの小委員会を設置し、次のような審議を行ってきています。

第一小委員会(座長・河野重男東京家政学院大学長)は、検討テーマのうち、①「今後における教育の在り方等」と②「学校の接続の改善等」を分担。まず①と取り組むこととし、昨年末までに計八回の会議を開いて、ほぼ論点の整理を終えています。

一方、第二小委員会(座長・木村孟東京工業大学長)は③「社会の変化に対応する教育の在り方」を分担。昨年末までに計五回の会議を開いて、審議を進めています。

両小委員会の審議状況をふまえて、これまでに固まった今年のスケジュールによると、

第一小委員会が春には①をめぐる「審議のまとめ」を公表し、初夏までには第一次答申、第二小委員会はほぼ同時期に④をめぐる「中間まとめ」を公表する予定です。次いで前者は②の審議に移り、後者は引き続き③の審議を重ね、両者は委員の任期の切れる来年月までに第二次答申の提出を目ざしています。(「内外教育」より 大西 歩)

★「行動綱領」の政府仮訳はできましたが、総理府では五百部しかつくりたくないそうです。

女性の人権を尊重し、真の男女平等の社会になる様、生きている限り祈りつづけたいと思えます。

有難うございました。ご苦勞様です。
(会員小池マコトの夫 小池寿哉 77才)

また、静岡の小川裕子さんは、次のようなご意見を寄せてくださいました。
「会」の存続について検討中ということ、確かに制度上、高校家庭科の共修は確立しましたが……。実質、根づかせるために、全国連絡会のようなものは必要かと思えます。「世話人に口頭で「運動はやめるべきでない」とおっしゃった方もあります。

二月の世話人会では「これからの運動」についても話し合いました。「『家庭科の男女共修を実現する』という一点に目的をしぼった市民運動の使命は終わった」という点で意見は一致、「『こういう運動をしよう』という新しい声はほしい」と話し合いました。「男女平等教育に関係ある運動をしている人のネットワークをつくりたいが、エネルギーが足りない」という発言もありました。会員の皆さんのご提案をお待ちしています。

(梶谷典子)

世話人会報告

（十二月二十三日）

*11・22の日本女性大会の反省、1・23中教審の会長と文部大臣に連絡会より会見を申し入れている。（和田）

*北京JACから首相に、女性省を作ること、独立のポストとして女性問題担当大臣を設けることを要望。（中嶋）

*会の会計監査を高橋安子さんをお願いする。

*香川さんから技術・家庭の矛盾を残したまま、会が幕を引いていいのか？の緊急提案あり、会としては、本来独立した二教科として両教科とも男女共学にすべきであると、常

夕食交流会へどうぞ

四月六日の集会のあと、午後六時から夕食交流会を行います。場所は婦選会館の前のマインズタワー地下一階「酔心」。くつろいだ気分です。二十余年の運動を振り返るとともに、未来を語り合いたしませよう。会費は五千円。なるべく三月中に中嶋里美世話人までお申し込みください。

（FAX〇四二九・四二・七五六〇）

に要望してきた。五日制の実施により教科の統合や改変が必至の現在、これは、中教審や教課審に向けての運動になる。会は幕を引いても新たな視点での運動は必要であり、そこに引き継ぐべきであろう、が結論。

*会報をもとにした新しい本（？）作りは、それぞれが、全会報を読んだ上で話し合うことにした。要望を是非お聞かせ下さい。

*96年度総会、4・6集会のすすめ方と役割分担。（半田たつ子）

（一月二十日）

一、すすめる会のニュース一号から会報最新号迄を数部セットし、どのような所へ寄贈するかを検討。

二、四月六日の集会の内容検討及び役割分担の決定。

三、四月六日の総会（十時～十二時）で一九九六年を締めくくりにし一九九七年解散を提案することを決定、一九九六年の会費は二〇〇〇円を提案する。事務局、連絡会は今迄通り。

四、中教審委員永井多恵子さんとの面会の件。五、連絡会のメディア部門に梶谷氏加わる。

六、全国普通科校長会の家庭科四単位に対する問題発言にどう対処するか検討。

七、共修運動についての世話人へのアンケート

ト。

八、男女共同参画審議会への意見提出について。

九、会計監査は高橋安子さんに決定。

（中嶋里美）

（二月十七日）

〇連絡会の最近の活動の報告（9・10ページ参照）と、これまでの連絡会の活動を紹介するスライドに家庭科共修のこを入れたらよろしく要望したことの報告。

〇中学での別学をなくすための行動のひとつとして、学校あてに出す手紙の内容を決定。

〇96年度総会に向けて、総括案、運動方針案を決定、予算案について検討、96年度の会費は二千元として提案することにしました。

〇集会「家庭科共修で日本が変わる！」に出席をお願いする人について交渉経過を報告し合い、宣伝のちらし、はがきの内容、宣伝のだんどうを決定。

〇集会、総会の担当をすべて決めました。

〇男女共同参画審議会の意見募集については、会としてはまとめず、個人個人で出すことにしました。

〇会報春号の部数を決定。

〇会報「解散後の運動について話し合いました。」（11ページ参照）（梶谷典子）